

福岡県公報

令和八年五月二十六日
第六百九十七号
増刊
①

目次

規則(第三十八号)

○福岡県庁内管理規則の一部を改正する規則

(財産活用課)……………一

規則

福岡県庁内管理規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年五月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十八号

福岡県庁内管理規則の一部を改正する規則

福岡県庁内管理規則(昭和四十三年福岡県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「自動車警ら隊、鉄道警察隊、機動捜査隊及び交通機動隊に限る」を「高速道路交通警察隊、第一機動隊及び第二機動隊を除く」に改め、同条第四号中「(科学捜査研究所を除く。)」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。